

北本市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱

(目的)

第1条 この告示は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）又は戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定により住民票の写し等を第三者に交付した場合において、事前に登録をした者に対し、その交付の事実を通知する制度（以下「本人通知制度」という。）を実施することにより、住民票の写し等を偽りその他不正の手段により取得することによる個人の権利侵害の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 住民基本台帳法第12条第1項に規定する住民票の写し及び住民票記載事項証明書であつて、同法第7条第5号に掲げる事項について記載があるもの並びに同法第20条第1項に規定する戸籍の附票の写し
- (2) 戸籍法第10条第1項に規定する戸籍謄本等、同法第12条の2に規定する除籍謄本等及び同法第120条第1項に規定する磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面

2 この告示において「第三者」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 住民基本台帳法第12条第1項又は第20条第1項の規定による請求をする者の代理人
- (2) 住民基本台帳法第12条の3又は第20条の規定による申出（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第15条の2に掲げる業務に係るものを除く。）をする者
- (3) 戸籍法第10条第1項（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定による請求をする者の代理人
- (4) 戸籍法第10条の2第1項又は第3項（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定による請求をする者

(対象者)

第3条 本人通知制度の対象となる者は、住民票の写し等に記載し、又は記録されている者とする。

(登録の申出等)

第4条 前条に規定する対象となる者であって本人通知制度の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）は、北本市本人通知制度登録申出書（様式第1号。以下「申出書」という。）により市長に申し出なければならない。この場合において、当該利用希望者が市長が別に定める要件に該当する者であるときは、当該申出書に住民票の写し等を添付しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、旅券、運転免許証及び個人番号カードその他市長が適当と認める書類の提示を求める方法等によって、当該申出をした者が本人であることを確認するものとする。

3 前項の場合において、当該申出をした者が利用希望者の代理人であるときは、市長は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類の提示又は提出を求める方法によって、当該申出をした者が当該代理人である権限を確認するものとする。ただし、市長が当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、この限りでない。

(1) 法定代理人 戸籍謄本その他の法定代理人であることを証明する書類

(2) 法定代理人以外の者 委任状

4 第1項の規定による申出は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送」という。）により行うことができる。

(登録等)

第5条 市長は前条第1項の規定による申出があったときは、速やかに、北本市本人通知制度登録者名簿（様式第2号。以下「登録者名簿」と

いう。)に当該申出に係る利用希望者を登録するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録者名簿に登録をしたときは、北本市本人通知制度登録済通知書(様式第3号)により、当該登録をされた者(以下「登録者」という。)にその旨を通知するものとする。

(登録の変更及び廃止)

第6条 登録者は、当該登録に係る事項に変更が生じたとき又は当該登録を廃止しようとするときは、北本市本人通知制度登録(内容変更・廃止)届出書(様式第4号)により、当該変更に係る事項又は当該登録を廃止しようとする旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による申し出があったときは、第4条第2項から第4項までの規定を準用する。

(登録者への交付通知)

第7条 市長は、第三者からの請求又は申出により登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、北本市住民票の写し等交付通知書(様式第5号)により、当該登録者にその旨を通知するものとする。ただし、通知をすることで第三者の利益を著しく損なうと市長が認めたときは、この限りでない。

(登録の廃止)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該登録者に係る登録を廃止するものとする。

- (1) 第6条の規定により登録を廃止する旨の届出があったとき。
- (2) 登録者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたとき。
- (3) 登録者が、登録に係る事項に変更が生じたにもかかわらず、第6条の規定による届出をしないとき。
- (4) 前3号に掲げる事由のほか、市長が登録を廃止する必要があると認めるとき。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 2 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 2 8 年 1 月 1 日から施行する。